

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器（B2）空気抽出出口電動弁（D）駆動部の軸シール部に油漏れの跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	低圧タービン（B）上下半ダイヤフラムの浸透探傷検査において、旋回防止板の溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	低圧タービン（B）上下半ダイヤフラムの浸透探傷検査において、ノズル溶接部等に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	サービス建屋換気空調系空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
5	3号機	中央制御室換気空調系空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
6	3号機	主蒸気内側隔離弁（B）開閉スピード調整作業において、閉側速度調整弁の弁棒摺動部に油漏れ（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
7	5号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）のグランドシール部カバー留め金具（1個／2個中）に閉め不良が認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	補機冷却海水系ポンプ中継端子箱ケーブルダクト閉止キャップに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	原子炉建屋4階機器ドレン用中間ファンネルの上蓋ボルトナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
10	5号機	原子炉建屋4階大物搬入用開口部南西脇の中継端子箱蓋の留めねじに外れ（2本中1本）が認められたため、当該ねじを取付	D	
11	5号機	主発電機励磁機制御盤の警報灯表示確認において、「励磁機制御盤室温度高」警報表示灯の点灯不良が認められたため、当該警報表示回路を点検・修理	D	
12	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）モータ軸受冷却水用ストレーナ（1）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	残留熱除去海水系ポンプ予備品点検において、下部シャフト振れに許容値外れ（2本）が認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	原子炉建屋地下2階低圧炉心スプレイ系ポンプ室及び残留熱除去系ポンプ（A）室換気空調系局所空調機（2台）用冷却水配管の弁点検において、弁棒バックシート部及び先端部に腐食（5台）が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）出口圧力計元弁点検において、本体ガスケット面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
16	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系ポンプ（A）室局所空調機の冷却水入口弁点検において、弁棒バックシート部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	タービン建屋地下1階給水加熱器室第4給水加熱器廻り中間集合ファンネルの上部アクリルカバーにひびが認められたため、当該カバーを交換	D	
18	6号機	原子炉建屋1階南側二重扉（外側）の開不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）用焼却廃棄物装荷装置の昇降リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
20	その他	水処理設備排水処理装置中和ポンプ（A）ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
21	その他	水処理設備排水処理水槽レベル計に表示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
22	その他	海生物処理設備曝気槽に処理能力の低下が認められたため、種（微生物）汚泥を補充	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで